

裁判員裁判における 検察官から見た弁護活動

平成27年2月3日(火)



清野 憲一 (45期)

●Kenichi Kiyono
東京地方検察庁公判部副部長

〈略歴〉

平成5年4月に検事任官、東京地検。その後鹿兒島地検、大阪地検、奈良地検、法務省刑事局、在英日大使館、法務省大臣秘書官などを歴任。平成24年4月より東京地検公判部副部長、極東アジア犯罪防止研修所次長、平成26年4月より東京地検公判部副部長に異り、現在に至る。

CONTENTS

Ⅲ 公判関係

- ① 冒頭陳述
- ② 証拠調べ
- ③ 証人尋問・被告人質問
- ④ 論告
- ⑤ 弁論
- ⑥ 判決
- ⑦ 裁判所の最近の傾向に関する検察庁の考え方

Ⅳ その他

- ① マスキングについて
- ② 被告人の更生と再犯防止
- ③ 被害者保護について
- ④ 弁護人の黙秘戦略について
- ⑤ 研修の勧め
- ⑥ 公判部から弁護人への要望

〈前号掲載〉

Ⅰ はじめに

Ⅱ 公判前整理手続

- ① 証拠開示
- ② 主張・証拠整理

Ⅲ 公判関係

1 冒頭陳述

(1) 思わせぶり冒陳

去年の6月ぐらいから、検察庁で新たに「思わせぶり冒陳」というものを始めています。法曹三者の協議会の席で、裁判所から従来の検察庁の冒陳は、以前よりもかなり簡略化されてきているとはいえ、やはり証拠の引用にあたるようなところがあるんじゃないか、あるいは証拠の刷り込みが行われているようなところがあるんじゃないかという指摘を受けていました。また、もう1つの問題点として、裁判員が興味を持って公判審理に臨めるようにしてほしい、そのためには今の冒陳の在り方は不適當であるというご意見をいただきました。その趣旨は、認め事件においては、裁判員は同じ話を4回聞かなければいけないということにありました。冒頭陳述で詳細に聞き、証拠調べで聞き、証人尋問・被告人質問で聞き、論告でも聞かなければいけないが、中心に据えてほしいのは証拠調べであるということです。そのような指摘を受けて、検察庁としても、証拠調べに集中してもらうためには、あえて冒陳では全ての事実を述べないで、「思わせぶり」に話した方がいいんじゃないかと考え、公判審理で注目してほしい点を指摘するという方針を採りました。

「思わせぶり冒陳」を最初に試した事件は、生活保護受給者などが住んでいる施設内での傷害致死事件でした。被告人が被害者に対して、「いもひかんぞ」などと怒鳴った上、被害

者を刺しました。これは静岡の表現らしいんですけども、文脈によっては「殺してしまうぞ」というふうに取りられる言葉だそうです。従来であれば、この「いもひかんぞ」という言葉を冒陳で述べたと思うのですが、あえてこれを後回しにして、このとき被告人がどんな言葉を発しながら、被害者に攻撃を加えたのかについては、その場にいた極めて重要な証人である誰々さんが証言しますので、その話をよく聞いてくださいと言いました。

そういうふうに言うと、いろいろなメリットがあることが分かりました。1つは、裁判員が証人尋問をよく聞いてくれるということです。証人尋問は、「あなたの職業は？」とか、「被害者との関係は？」というあたりから始まるのですが、裁判員は緊張して証人調べに臨んでいますので、最初からものすごく集中して聞いていて、肝心の犯罪事実の目撃状況などになるときは疲れてしまって、ここでこういうことを言ったんだというのが流れていってしまい、記憶にとどまりにくいと思うんです。そこを「思わせぶり冒陳」にすることによって、どこに注目してくださいというマップをあらかじめ示しておけば、裁判員は、今聞いているのは入口の話なんだと分かってくれて、このあとこの証人は犯行の目撃状況について証言をするはずであり、そこを中心に聞けばいいんだという心構えができていますので、審理のポイントに集中しやすいのです。また、簡略化するということには別なメリットもあって、詳細な冒陳をするということは、自分で自分の首を絞めているという面があるんだろうと思います。こういう事実を検察官が証拠によって立証しますよと詳細に述べてしまうと、実際その事実が出てきて当たり前、出てこなければ、冒陳で言っていたことと違うじゃないかという印象が逆に残ってしまう。今は、裁判員裁判が公判中心主義になっていますし、検察庁としても、証人に記憶のまま話していただくことの重要性を十分認識していますけれども、実際にどのような証言をするかは公判になってみないと分からないというところがあります。警察官や税関職

員の証人であればいいですけども、例えば、酒に酔っぱらった上での被害状況あるいは目撃状況の証言というのは公判でどう出るか分からない。そこを詳細に冒陳で述べると、結局自分で自分の首を絞めているんだということが、「思わせぶり冒陳」をやってみてよく分かってきました。「思わせぶり」にしておくことによって、仮に捜査段階の供述と多少違って、公判での証言の合理性であるとか信用性を中心に検討していき、その中で捜査段階での供述とのずれが意識されたり、あるいは弾劾するほどのものなのかどうなのかというのが判断されていくのだろうと思います。

(2) 弁護人の冒頭陳述について思うこと

私は担当部の裁判員裁判は全て傍聴しているのですが、まず、弁護人の行うノンペーパー冒頭陳述について、よくこれだけ長い文章を頭に入れて、ノンペーパーでやるもんだなと、本当に感心して聞くことがあります。ただ、それで本当に分かりやすい先生もいらっしゃるのですが、見ている限りでは、分かりやすすくないですよ傍聴席から言いたくなるような冒陳も実はかなり多いです。もちろんご本人は、文章の流れも含めて、内容を全て頭に入れて、本人なりにものすごく咀嚼し理解していると思うんですけども、裁判員としては、「1つ目は…2つ目は…」、「私の顔を見て、今書かなくていいですから」と言われても、弁護人の顔に文字が書いてあるわけでもないで、「2つ目のときには1つ目は何だっけ？」3つ目のときには2つ目を忘れてしまうような、おそらくそんなことが裁判員の頭の中で起きているんじゃないか、やはり事前にペーパーは配った方がいいのではと思うことがあります。私の顔を見てくださいというのは、よほどの美男・美女であれば別ですけども、ずっと見てもさほど面白い顔でもないと思いますので、そう言ってペーパーすら渡さないというのは、あまりにも自己満足のところがあるんじゃないかなというのが率直な印象です。

それから、弁護人の冒頭陳述で我々が常に気を配っているのが、新主張の展開です。公

判が近づいて被告人の主張が変わってしまったとか、やむを得ない事由でその主張を出さなかったというのは仕方ないとして、弁護人の中には、ポリシーとして聞かれなかったことは答える必要がないとか、あるいは主張は公判で出しても構わないものだという方針でやっていらっしゃる先生もいます。その内容に応じて、次の公判で証人や被告人に聞くべき事項も変わってきますので、そのあたりは我々もかなり注意をして聞いているつもりです（なお、最二小決平27.5.25を受けて、このような弁護方針は見直しをせまられるものと思います）。

(3) 「刷り込み」について思うこと

先ほどから言っているように、「刷り込み」は、検察庁の冒陳では今は基本的にやっていません。ちょっと余談になりますが、特別公判部という別の部でやっているオウム事件の公判の冒陳も、思わせぶり冒陳になっていました。あのオウム事件の公判ですら思わせぶり冒陳でやっているということからもお分かりのように、基本的には否認事件であっても通用するものだと思います。ですので、もう我々は冒陳で刷り込もうなどとは思っていませんし、そもそも刷り込みは成功するのかと考えてみると、何か既視感があって証拠調べで聞くよりも、公判で心証を取ってもらうようにしてほしいと考えています。裁判所の指摘のとおり、裁判員裁判において証拠調べ中心主義というのは、そういう意味で正しいやり方なんだろうと思います。冒陳によって刷り込みを行うというのは、そもそもが方向性として間違っているだけではなくて、有効に機能しないだろうと思っています。また、事実とかけ離れた主張を刷り込んだところで、陪審員裁判ではない裁判員裁判においては、裁判所の適切なリードによって、そういう不適切な主張はおそらく早期の段階で排斥されているだろうと思います。

(4) 「アナザーストーリー」、 新主張について思うこと

先ほど述べたとおり、検察官としては好ましいものとは思っていません。公判前整理手続の

趣旨に鑑みれば、主張や争点というのはすべからく公判前整理手続で主張すべきであると思います。弁護人はその主張をするのに証拠提出はいらぬかもしれませんが、検察官が反証するのに証拠提出が必要になることも結構あると思います。そのような場合には、検察官としてもそこは譲れないというようなところがあれば、審理計画が狂っても、やむを得ない事情があると主張していくことになると思います。

実際、公判前整理手続で争いがないと整理された強盗致傷事件で、弁護人が公判開始後に事件性を争ったため、公判が中断し期間整理手続に付されている事件があります。

2 証拠調べ

(1) 統合捜査証拠報告書作成について 心がけていること

統合捜査証拠報告書を作るのは、本当に苦労しています。開示証拠リストを作るのと同じかそれ以上に時間を要する作業になっているというのが、公判部の実態です。できるだけ分かりやすく、かつ、争点に即したものを作成するようにしています。争点に即したものというのは、争点以外の事項で犯罪立証に必要な事項については、基本的にこの統合捜査証拠報告書に盛り込んでいくということです。公判前の日程はかなりタイトになっており、公判の直前によく主要な争点が決まる事案がかなりあります。統合捜査証拠報告書というのは、その争点が定まらないと作成が完了しないということもあります。弁護人の先生から見ると、もっと早く完成させてほしいと思われることが多いと思うんですけども、検察庁としては、争点整理が終わった後に完成させざるを得ないということです。案を何度もお送りしては、弁護人の意見に基づいて削除したり追加したりというのを繰り返して、争点整理の状況を見ながら完成させていくというやり方で作成しています。ということで、統合捜査証拠報告書の作成が遅くなってしまうことにはそのような事情もあるということをご理解いただければと思います。それから、統合捜査証拠報告書に弁護人の主

張を裏付ける事実を盛り込んでくれと言われることは日常的なことで、それ自体は構わないのですけれども、それが大部になる場合で、その事情を盛り込むと検察官の主張があまりにも分かりにくくなってしまうという場合には、弁護人の方から弁号証として出していただけのようにお願いをしていますので、そのあたりもご理解いただければと思います。

(2) 取調べ時間、立証時間について

心がけていること

検察官としては、できるだけ短く分かりやすくということをやっています。

(3) 書証不同意の在り方について

検察官請求証拠は軒並み不同意にすべきであるというご意見の先生方とはたぶんお話があまりできないと思うんですが、そうでない先生との関係では、一部同意となった事項を適切に統合捜査証拠報告書の中に、盛り込んでいます。ほとんどはうまくいっていると思いますけれども、中には統合捜査証拠報告書に客観的な証拠を盛り込むことにも反対される先生もいらっしゃるし、そのあたりは苦労があるところです。

3 証人尋問・被告人質問

(1) 供述変遷が持つ意味

これは当事者の考えと裁判官の考えとでかなり大きな違いがあるところかなと感じています。これは実質的に相当大きな変遷じゃないかということも、裁判所の訴訟指揮で、捜査段階の供述調書を読むのはやめてくださいと尋問自体を制限されるということは、我々だけでなく弁護人の先生も等しく裁判所から言われていることだと思います。裁判員裁判は、今は本当に公判中心主義になって、被告人質問や証人尋問で供述の変遷がほとんど意味すらなくなっているというあたりは、裁判員裁判を分かりやすいものにするためにある程度やむを得ないのかもしれませんが、実体的真実発見の観点からは、本当にこれでいいんだろうかという考えはあります。しかし、どちらが正しいというところはさておき、検察官としては、裁判員裁判を公判中心主義で裁

判所が運用している以上、それに対応していかなければいけないということも片方で思っているところで、公判で出ている証拠を第一に考えて、そこに不合理性があるのか、それが信用できるものなのかというあたりを中心に議論していかなければいけないという意識は持っています。

(2) 証人尋問・被告人質問について 心がけていること

裁判所が今後改めていかなければいけないと考える一番の重要課題が、証人尋問・被告人質問をうまくやれということかと思えます。はっきりいって検察官の証人尋問というのは、ものすごく下手です。下手であることを我々も十分認識しています。私は、F.ウェルマンの『反対尋問』という本はとても名著だと思っていて、公判部に入るたびに読み、それを基に証人尋問をしようと心がけてきているつもりなのですが、あのおりにやっても本当にうまくいかないなと実感します。証人尋問というのは本当に難しく、当事者ゆえの困難性があると思います。日常会話の中でなされるような、「今言ったのはどういう意味だ？ だったらこうなんじゃないか？」といった自由な会話は、基本的にはできません。特に反対尋問を行う場合には、もし予想できない、あるいは反論できないような内容が出てくれば、失敗したという印象が判断者である裁判官や裁判員に残って非常に大きな悪影響が出てしまいます。裁判官はどんな事実が出てきても、それに沿って事実認定をすればいいという立場ですが、我々のように証明したい事実があり、そこに沿って適切な事実認定がなされるための尋問というのは、それだけ大きなプレッシャーがあり、準備や尋問する場合のテクニックが必要であり、何を聞いて何を聞かないかという取捨選別も非常に重要で、聞くことのリスクを当事者としては身に染みて感じています。そのあたりを考えると、被告人に対する反対質問というのは、本当に難しく、常に危険と隣り合わせであると感じています。

裁判員裁判ゆえの困難性というものもあると

思います。ゴールデンルールズ*やウエルマンの手法で反対尋問をやってみて、なぜうまくいかないんだろうと考えると、陪審員制じゃないからではないかというのも、1つあると思います。陪審の場合、陪審員が補充質問をするということはほぼ皆無です。裁判官も余程の必要性がない限り補充質問はしない、無用な補充質問は可能な限り控えるべきであるというふうにされているんだと思います。それに対して、裁判員裁判あるいは裁判官裁判というのは、補充質問で明らかにしたいところは明らかにしたい、理由を聞きたい、さっき中途半端で終わったところは、その次を聞きたいとなります。我々がいかに途中でやめたところで、その後に裁判員や裁判官が聞いてしまうわけです。そうすると、我々がぎりぎりのところでとどまった努力が水泡に帰することも結構あります。また、評議で裁判官が裁判員を適切にリードするので、途中でやめたということもちゃんと分かるんだろうと思います。あるいは日本人の生まれじめさというか、裁判員裁判の傍聴をしていると、どの裁判でも等しく、補充質問も真剣にまじめに、本当にこちらが気付かなかったような鋭いことも聞いている。ああいうところを見ると、ゲームのように、こういう弁論をするからここまで言わせるとか、そういう手段自体がなかなか難しい。訴訟は日本ではゲームではない真実を解明するためにあると実感します。

もう1つ、ゴールデンルールズやウエルマンの本によると、質問の趣旨は別に証人尋問の中で明らかにならなくても構わないんだ、弁護人の主張を基礎付けるような事実が反対尋問によって出ればそれで止めて、弁論でそれに基づいて意見を言えばいいんだということが書いてあります。これも日本の裁判員裁判でやると、うまくいきません。「ということは、あなたは何々だということじゃないですか」という、ゴールデンルールズでは聞いてはいけないとされる質問をしないと、裁判員は質問者が何を聞いたか分からないままに、次に移って行ってしまふ印象を持つ

わけです。アンケートでも、検察官の質問の趣旨が分かりにくかったと、往々にして、途中でやめたときに書かれます。弁護人も同じだと思います。弁護人がここまで出たからここでやめようと言ってやめると、何のために聞いたのか全然分からないまま次の質問に行ってしまったという気持ちが裁判員に残る。日本の裁判員裁判では、質問の趣旨を明確に聞かないと法廷で心証を取ってくれない、ゴールデンルールズは必ずしも通用しないということで、今検察庁も試行錯誤の状態です。

ただ、この試行錯誤の中でも言えることは、少なくとも反対質問においては、オープンで聞いていくことは非常にリスクが高いというのはそのとおりであって、そこはそうしないように心がけています。ところが、最近ある法廷で、質問の趣旨が明確になるように、クローズドで被告人質問を組み立ててやったところ、裁判官から、「あなたはさっきからずっと『はい』か『いいえ』でしか答えられない質問で聞いていますけど、そこはちゃんとオープンで聞いて」という指導を法廷で受けてしまいました。こちらとしては反対質問をやっているのに、クローズドで聞くのは当然と思って、むしろそれを目指してやっていたので、戸惑いもあります。基本はやはり、反対質問においては少なくともクローズドで聞いていくという取り組みをこれからしていきたいと思っていますので、裁判所においてはご理解をお願いしたいと思います。

(3) 弁護人の証人尋問・被告人質問について

我々と同じ苦勞がありますので、上手下手を論ずるつもりは全然ありませんし、我々と同じように苦勞しているなど感じます。やはり何かしらの技術の向上が必要なのだらうと思います。

4 論告

論告は、事案の概要と争点を提示し、主要な間接事実とこれを基礎付ける補助事実を取捨選択しながら、公判で現れた点を中心にとすることを意識しながらやっています。

* キース・エヴァンス(高野隆 訳)『弁護のゴールデンルール』(現代人文社)を参照。

求刑については、かねてより裁判所から、検察庁も量刑分布グラフに言及すべきじゃないかという示唆を受けており、去年の夏、秋ぐらいからかなり積極的に言及するようになっていました。それにあたっては、司法研修所の『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』（法曹会）を再度読み込み、それに基づいて、他事件との比較であるとか、動機、非難可能性という点も説得力を持って説明するよう、意識的にやっています。

被告人質問から論告までの所要時間については、非常に多くの時間を要しています。公判で出てきた事実関係は、我々が捜査段階で把握していた事実関係とは異なる事実関係になっていることが多く、そのため、かなりのケースにおいて、論告の内容を全面的に改訂しています。求刑についても、3割から4割ぐらいのケースで見直しを検討しているのではないかと思います。そういうことですので、裁判所に対しては、被告人質問が終わって何時間後に論告というのをやめてくださいということを、公判前に我々も申し上げていると思いますが、そのような事情があるのご理解いただければと思います。

5 弁論

本人はすごく分かりやすくやっているつもりでも、やはりペーパーなしというのは、裁判員はつらいだろうなと思うことがよくあります。また、検察官が心がけているのと同じように、無理筋の主張が中に紛れ込むと、それだけで全体の主張の説得力が落ちているなと思ったり、あるいは量刑主張でも、あまりにも従来の量刑分布グラフとかけ離れた量刑主張をされると、おそらく評議ではほとんど相手にされていないんじゃないかと思ったりすることがあります。その反面で、さすがだな、我々もああいう弁論をしたいな、しなきゃいけないという、本当に素晴らしい弁論もいくつも見えています。

6 判決

判決については、分かりやすさが最近本当

にとみに向上していると思います。だいたい判決書を読めば、取り上げた点、取り上げなかった点、その理由が分かるのでありがたいと思っています。おそらく弁護士側でも、判決書を分析されているんだと思いますが、検察庁においても主張が受け入れられたかどうかにかかわらず、量刑に関する判断事項、あるいは事実認定に至る過程については、問題意識を持って判決書を読んでいます。

7 裁判所の最近の傾向に関する検察庁の考え方

冒頭でも申し上げましたが、刑事裁判を法曹三者でいいものにしていこうという熱意を全身で感じています。実際そのような裁判所の熱意があったからこそ、裁判員裁判が5年間でここまで来た、特にこの2年で大きく変わっているなと思います。裁判員裁判が始まってしばらくは従来型の刑事手続からの離脱に対する、検察庁内部での抵抗感というののかなり強かったと思います。公判中心主義といっても何で捜査段階でこんないい調書があるのに出ないんだとか、そういう内輪の話もありましたけれども、最近では、裁判員裁判については、分かりやすくという観点から公判でどういう証言がなされたのかをまず考えるというように、我々も意識改革ができています。そのような大きな変化が出てきたのは、裁判所の力強いリーダーシップのおかげなのだろうと言えます。

ただ、私の個人的な考えですけれども、若干、公判中心主義がドグマティックになりすぎているんじゃないかと思うことがあります。1つは、被告人質問先行主義を一般事件でもやるということです。被告人質問先行主義を一般事件でやるにはかなり無理があり、そのしわ寄せは弁護人にも検察官にも多大に及ぶものです。被告人質問先行主義で裁判員裁判がうまくいっているのは、公判前で被告人の主張がかなり明確に現れ、その争点に即して証拠が整理され、取捨選択された上で証人尋問の予定も決まっているからです。争点も全く分からないという手探りの状態で、被告人質

問を先行させる場合には、やはり当事者の積極的な同意を得ていただきたい。あるいは、乙号証を採用するという前提であれば柔軟に対応しますということ、裁判所にも申し入れをしているところです。

捜査段階の供述について、検察官も弁護人も、捜査段階の供述とずれているじゃないかという反対尋問を多くされていると思いますけれども、これがかなり裁判所から制限されていることについては、先ほど述べました。

もう1つの問題は取調べの録音録画媒体の取扱いです。今後、録音録画の施行を拡大していくという状況にあり、おそらく一部の事件については法制化され、検察庁も義務付けられるのだらうと思いますが、そうなっていったときに検察庁として、調書を取る必要性やその範囲についてどう考えるか、また録音録画媒体の活用の在り方についても今後の議論も進めていく必要があるのではないかと思います。

裁判員裁判の量刑として、行為責任論が骨格になっており、検察官も少なくとも去年からはこの行為責任論に基づいた論告を行うように心がけています。ただ、この行為責任論が本当に正しいのかということについては、まだ検察庁の中でもかなり疑問符があるところです。行為責任論の本質というのは、行為の危険性、結果の重大性、そこに動機、非難可能性というのを考えて大枠を決めていく。そこで具体的な事情、他事件との比較などもしながら量刑の幅を狭めていき、一般情状で考えながら1つの量刑を出すということなのだろうと思いますけれども、本当にそうなのかという疑問も残ります。例えば、覚せい剤の一回使用が1年6か月でしたよねと。2回目になると2年だ。次に2年6か月になる、次に3年になると。3年6か月、4年ぐらいで打ち止めなのかもしれませんけれども、行為責任という観点では、全く同じ覚せい剤の一回使用が、どうしてこんなに量刑が上がっていくんだというのがやはり説明できないのではないかと思います。あれは裁判員裁判における説明概念ですというのであれば、裁判員裁判対象事件

については、そのような行為責任論に基づいて妥当な求刑論告、量刑が行えるということですので、さほど異論はないんですけれども、その行為責任論の考えに基づいて、従来からも、裁判員裁判が導入される前から量刑をやっていましたというふうに言われると、本当にそうかなと違和感を感じざるを得ないというのが実際のところです。この行為責任論がほかの一般事件にまで及ぶものなのか、それとも単なる公平で妥当な量刑を導き出すための説明概念にすぎないのかというあたりは、検察庁としてもまだ一定の留保を持って見ているところです。また、人が一人死んだという結果が、本当に量刑グラフで解消されているのかという点については、その遺族の受けた精神的・経済的打撃、亡くなった被害者の送っていた人生などによっても、大きく変わってくるものなんじゃないかなということを思っています。単なる処罰感情ということではなくて、その行為がもたらした客観的な結果の重大さというのは、人が一人死んだからといって、そこに全て解消されているわけではないでしょうということを、我々は考えており、また、意識的にそう主張をするようにしています。

IV その他

1 マスキングについて

弁護人に対しては基本的には幅広くマスキングしない証拠を開示していくこととしています。検察官から刑訴法299条の3の秘匿要請を出す場合もありますし、刑訴法上も弁護人に適切に管理する責任があるということが明示されています。調書や書記を被告人に直接差し入れるのは問題となることが多いのでやめるべきだと思いますし、どうしても必要があって開示された調書などを被告人に差し入れる場合には、弁護人の責任において適切にマスキングを施すなど、十分に気を付けてやっていただきたいと思います。

2 被告人の更生と再犯防止

東京地検では、平成26年4月に社会復帰支援室を設置し、社会復帰支援アドバイザーとして3名の社会福祉士を雇い、特に高齢者、障害者、ホームレスなどが執行猶予あるいは起訴猶予で釈放されるという場合に、社会復帰の支援を開始しております。もし先生方が担当される被告人が、釈放されたけれども外で凍死してしまうとか、あるいは身寄りがなくてまたホームレスに戻ってしまうといったご懸念がある場合には、公判の場合には公判担当検察官、捜査の場合には捜査の検察官と是非連携していただき、その後の被告人の立ち直りに資するように、社会復帰支援アドバイザーと知恵を出し合いながらやっていただきたいと思います。支援数は数百人を超え、かなりの実績を持ってやっておりますので、よろしくお願ひします。

また、保護観察所と連携した、保護観察に付された者の再犯防止もあります。例えば、起訴猶予で釈放される見込みの場合には、弁護人に、そのまま付いて生活保護の受給の手続の申請まで立ち会ってくれませんかとか、更生緊急保護の施設までの送り届けを頼むような場合もあります。その場合、日当が弁護人に支給されるということもあります。是非被告人の更生、再犯防止の支援のために協力していきたいと思ひます。

また、近く、一部執行猶予制度が導入されます。社会奉仕活動の義務付けというようなことも始まって、今検察庁の中でも、これに対してどのような姿勢で臨むのがいいのか、どのようなものが一部執行猶予に適するのか、適さないのかという議論を行っているところです。

DVやストーカーの事案のような場合には、仮に執行猶予になるのであればやはり保護観察官の下での再犯防止の措置を図る必要が高いというのが、我々の思っているところです。

3 被害者保護について

平成26年4月に被害者支援室を設置していま

す。精神医学の分野の先生方だけではなく、弁護士会あるいは法テラスとも広く連携をしてやっておりますので、是非ご活用いただきたいと思ひます。被害者が民事の賠償について手続が分からないという場合には、被害者支援室を通じて、こちらから弁護士会や法テラスをお願いをしています。

公判との関係でいくと、被害者がある事件の場合には、やはり感謝の措置は取るべきではないのかなと思ひますが、例外的ではありませんが、何もしない弁護人というのも少数ですがいらっしゃいます。執行猶予を獲得するためという動機がある場合にはそうでもないですけれども、累犯持ちであったり、逆に執行猶予が見えている事案の場合に、全く被害回復のことを念頭に置かれてない先生もいらっしゃり、その辺はどうかと思ひます。あるいは、生活資力もない被告人について月50万円の10回払いといった高額な示談をするのはどうかと思ひます。また、保釈保証金を払う金があるならば、まずは被害者にも何か分かっていただいた方がいいんじゃないですかと思ひます。

また、これは極めて例外的だと思ひますけれども、性犯罪の被害者の秘匿決定の申し出に対して、無罪なんだから秘匿決定はいらぬとか、性犯罪の被害に遭うことが社会的評価を低下させることにならないといつて、それに反対された先生もいらっしゃるということです。少なくとも、被害者の保護の必要性ということについては、共通認識を持ちたいと思ひているところです。

4 弁護人の黙秘戦略について

私以外にもいろいろな人が言っていると思ひますが、1つ申し上げておきたいことは、自白の任意性が争われる事件が激減しているということです。むしろ被疑者の弁解を正確に、そのまま聴取できる能力の方が大切であるという問題意識を持っており、PEACEモデルに基づいた研修ですとか、児童など供述弱者からの聴取の仕方に関する研修をやっているところです。

5 研修の勧め

公判部ではいろいろな研修をしています。やはり傍聴やリハーサルというオン・ザ・ジョブ・トレーニングは極めて有効だと思っています。また、弁護士会のこのような研修会に検察官を招いていただいているということも非常にありがたく思っていますし、是非当事者双方協力しながら、いい公判ができればなと思っています。

6 公判部から弁護人への要望

一番多いのは、「早めに証拠の開示や送付をしてほしい」という要望です。特に、「示談書や上申書など裏付けを取らなければいけないものは、連絡のつく連絡先を記載してほし

い」。ほかにも、「事実について否認するならば、証拠意見や認否を適切に述べてほしい」「任意性と信用性は区別して意見を述べてほしい」「認否を裁判所のみ事前に連絡して、検察官に連絡しないことがある」「証拠に基づかない弁論や弁論での新主張」「争点整理と違う主張を開陳することがある」「事前連絡に反する証人申請」「被害者のいる事件では被害弁償を」、ただ、「被害者に連絡する際には一報をしてほしい」これは、事件の内容によっては、家族に知られたくない被害というのもあるという趣旨です。「執行猶予釈放後の生活支援や、再犯防止についても協力してやっていきましょう」等の意見が出ています。

以上でお話を終わりたいと思います。ご清聴どうもありがとうございました。 ■

不動産査定 任意売却

不動産査定

- 首都圏を中心に無料に対応
- 裁判所に提出する査定書の作成

任意売却

- 抵当権者との交渉
- 居住者の転居

その他、すべて
お任せください!

※任意売却以外でも相続に伴う不動産の売却等、なんでもお気軽にご相談ください。

住まい選びの、プロフェッショナル



センチュリー21サンキュー産業



0120-21-8668

■宅建業/東京都知事免許(6)第62040号 ■(社)全日本不動産協会会員 ■(社)不動産保証協会会員
センチュリー21加盟店サンキュー産業株式会社
〒143-0023 東京都大田区山王2-3-15 山王MDビルディング TEL.03-5718-6600 FAX.03-5718-6601

担当 / 川北

<http://www.c21sankyu.co.jp>
kawakita@c21sankyu.co.jp